

仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画
地区別計画《都心地区》

令和3年11月（変更）

仙台市建設局公園課

目 次

1. 計画の位置づけ	1
1-1 計画の背景と目的	1
1-2 地区別構想で定める都市公園特定事業の概要	1
2. 計画の基本的事項	2
2-1 名称	2
2-2 整備目標年次	2
2-3 整備基準	2
2-4 対象事業	2
3. 事業を実施する都市公園	3
4. 公園別の事業計画	4
4-1 勾当台公園	4
4-2 錦町公園	6
4-3 元鍛冶丁公園	8
参考資料	10
1 特定事業計画の作成について	10
2 意見交換会の実施概要	11

1. 計画の位置づけ

1-1 計画の背景と目的

本市は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）に基づき、平成 24 年 6 月に「仙台市バリアフリー基本構想全体構想」（以下「全体構想」という。）及び「仙台市バリアフリー基本構想地区別構想《都心地区》」（以下「地区別構想」という。）を策定し、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図ることとしました。

本計画は、バリアフリー新法第 34 条に基づき都市公園特定事業を計画的に実施するために、地区別構想において生活関連施設として位置づけられた都市公園について、バリアフリー化に必要な基本的な事業方針や具体的な事業内容等を定めることを目的としています。

1-2 地区別構想で定める都市公園特定事業の概要

全体構想では、『都市公園特定事業により整備される事業においては、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（平成 18 年 12 月 18 日国土交通省令第 115 号）」における事項について、バリアフリーの推進を図る』ものとしています。

また、地区別構想において、都市公園特定事業計画の基本的な考え方と事業方針、内容について以下のとおり示しています。

① 基本的な考え方

都市公園特定事業は、高齢者、障害者等誰もが快適な利用に供するため、円滑な移動に必要な施設の設置、園路の拡幅、構造の改善等に関する事業を推進します。

② 事業方針と主な事業内容

都市公園特定事業計画に基づく都市公園のバリアフリー化の方針及び整備内容は以下のとおりです。

方 針	内 容
○利用者が円滑に移動できるように園路・広場の段差の解消に努めます。	○園路・広場は、段差のない平坦な構造とすることに努めます。 ○地形等により段差が生じる場合は、できるだけ階段とスロープを併設し、手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置に努めます。
○付属施設のバリアフリー化を進めます。	○休憩所などは、車いす使用者の円滑な利用に適した出入口や広さを確保するように努めます。 ○駐車場は、車いす使用者用駐車場を設け、その旨を表示します。 ○トイレ、水飲み場のうち、1 施設はバリアフリー化に対応したものにします。

2. 計画の基本的事項

2-1 名称

本都市公園特定事業計画の名称は、「仙台市都市公園バリアフリー特定事業計画《都心地区》」とします。

2-2 整備目標年次

本計画は令和 2 年度（平成 32 年度）を目標に事業を進めてきたところですが、これまでの事業の進捗状況をふまえ、事業実施期間を令和 7 年度まで延長し、引き続き事業に取り組んでいきます。

2-3 整備基準

本市では、平成 8 年に「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を施行し、ハートビル法の規定を踏まえより一層の充実を図ることを目的として独自の施設整備基準（以下「本市基準」という。）を定めて建築物等のバリアフリー化を推進してきました。

バリアフリー新法の施行に伴い、都市公園における移動等円滑化基準（以下「省令基準」という。）が定められましたが、省令基準と本市基準とを比較した場合に、本市基準において定めのない事項がある一方で、本市基準の方が省令基準より規制の厳しい内容等がみられました。そのため、省令基準を基本としつつ本市基準によりさらにバリアフリー化が図られる場合は、これを移動等円滑化基準として、バリアフリー化を推進します。

2-4 対象事業

移動等円滑化基準に基づく施設の調査結果から施設の整備内容を検討するにあたっては、以下の事業を対象とします。

- ① 基準適合義務が伴う施設整備事業
- ② 長寿命化計画に基づく改修事業
- ③ 大規模な改修を伴う事業のうち特に緊急性が高く、計画期間内に実現可能な事業

3. 事業を実施する都市公園

地区別構想で生活関連施設に位置づけられた4つの公園のうち、バリアフリー化が完了している新伝馬町公園を除く3つの公園について事業を実施します。



対象公園（生活関連施設）

No.	名称	面積	公園種別	備考
①	勾当台公園	2.68ha	近隣公園	
②	錦町公園	1.73ha	近隣公園	
③	新伝馬町公園	0.03ha	特殊公園	バリアフリー化対応済
④	元鍛冶丁公園	0.18ha	特殊公園	

凡例

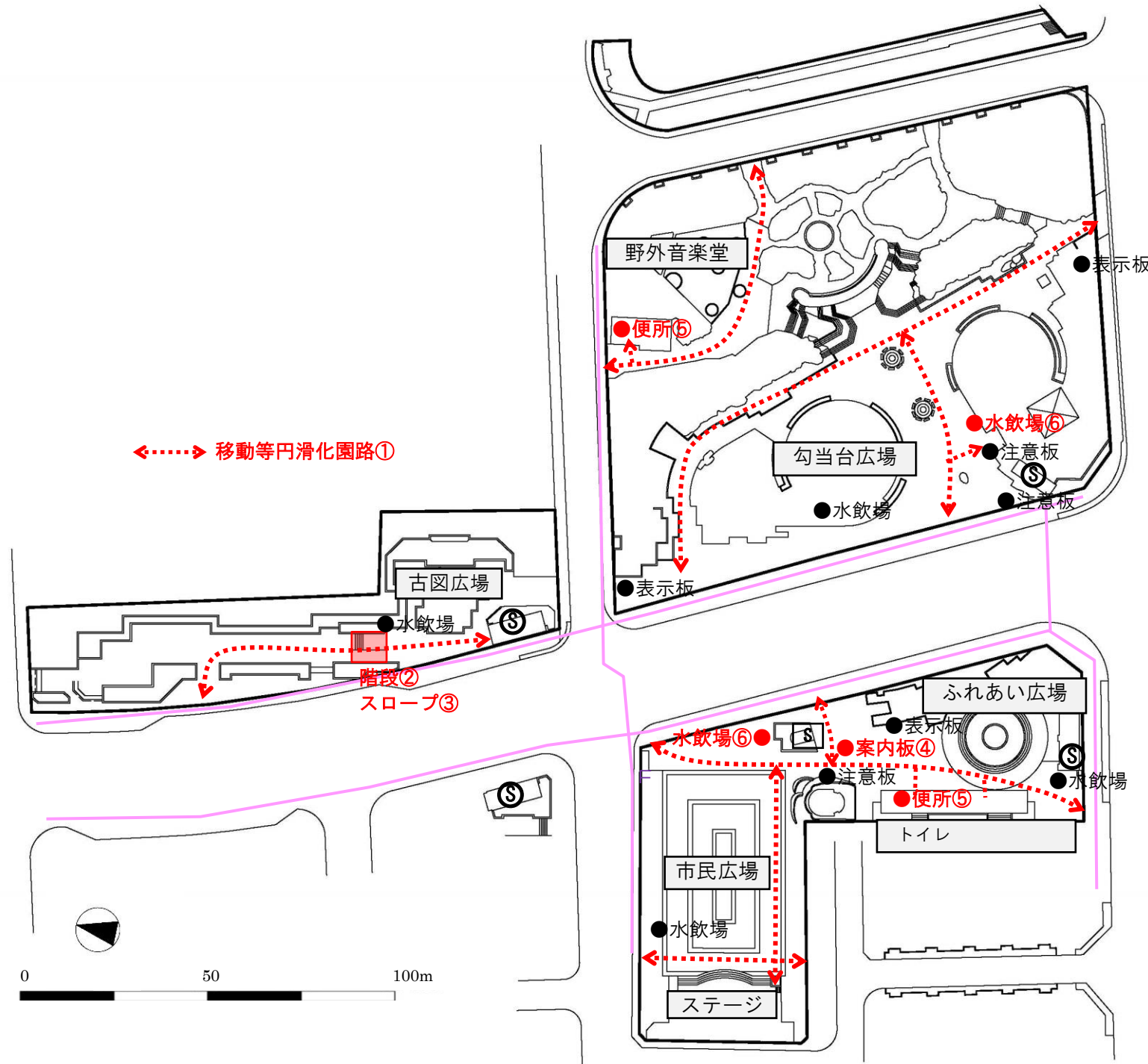
記号	名称
	重点整備地区
	生活関連経路
	対象公園

4. 公園別の事業計画

4-1 勾当台公園

◆都市公園特定事業を実施する都市公園			
公園名（種別）	勾当台公園（近隣公園）	公園面積	2.6887ha
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間			
特定公園施設	出入口、トイレ、水飲み場、野外音楽堂、サイン・標識類		
事業概要	公園全体が通年を通してイベントの開催等によりにぎわう場所であることを踏まえるとともに、特定旅客施設の出入口、生活関連経路と一体的に利用される公園として、公園全体の総合的なバリアフリー化を推進する。		
事業の内容	事業量	実施予定期間	備考
主要な移動ルートの舗装の凸凹の解消	8ルート	平成27年～令和7年度	
階段への手すり及び点状ブロックの設置	1箇所	〃	
傾斜路への手すり及び点状ブロックの設置	1箇所	〃	
総合案内板の設置	1箇所	〃	
トイレの洗面台への手すりの設置	2箇所	〃	
水飲み場の改築	2箇所	〃	
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
公園全体がイベント等を通じた市民の交流の場として公園全体を誰もが利用できるように配慮する。仙台市の顔となる公園として景観や管理・運営と調和したバリアフリー化を図る。			
特記事項			
公園概況	公園は年間を通じて市民の交流の場として利用される仙台市の顔となる公園である。平成元年度の公園再整備完了から約32年が経過し、施設の老朽化が進み、大規模な施設の更新が必要である。		
施設等の状況	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>市民広場の舗装状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>壁泉付近の階段</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>古岡広場近くの傾斜路と階段</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>野外音楽堂付近の状況</p> </div> </div>		

事業計画概要図



	特定事業の内容	事業箇所
①	主要な移動ルートの舗装の凸凹の解消	8ルート
②	階段への手すり及び点状ブロックの設置	1箇所
③	スロープへの手すり及び点状ブロックの設置	1箇所
④	総合案内板の設置	1箇所
⑤	便所の洗面台への手すりの設置	2箇所
⑥	水飲場の改築	2箇所

※赤字は本計画における実施予定事業

<図の凡例>

	生活関連経路	名称	主要な公園施設
	地下鉄出入口 (エレベーター有、無)	●, ●	特定公園施設

<用語説明>

移動等円滑化園路…移動等円滑化基準に適合する園路等

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設

屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路を構成する園路及び広場

主要な公園施設…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、対象となる公園施設の設置目的を踏まえ、重要と認められるもの

4-2 錦町公園

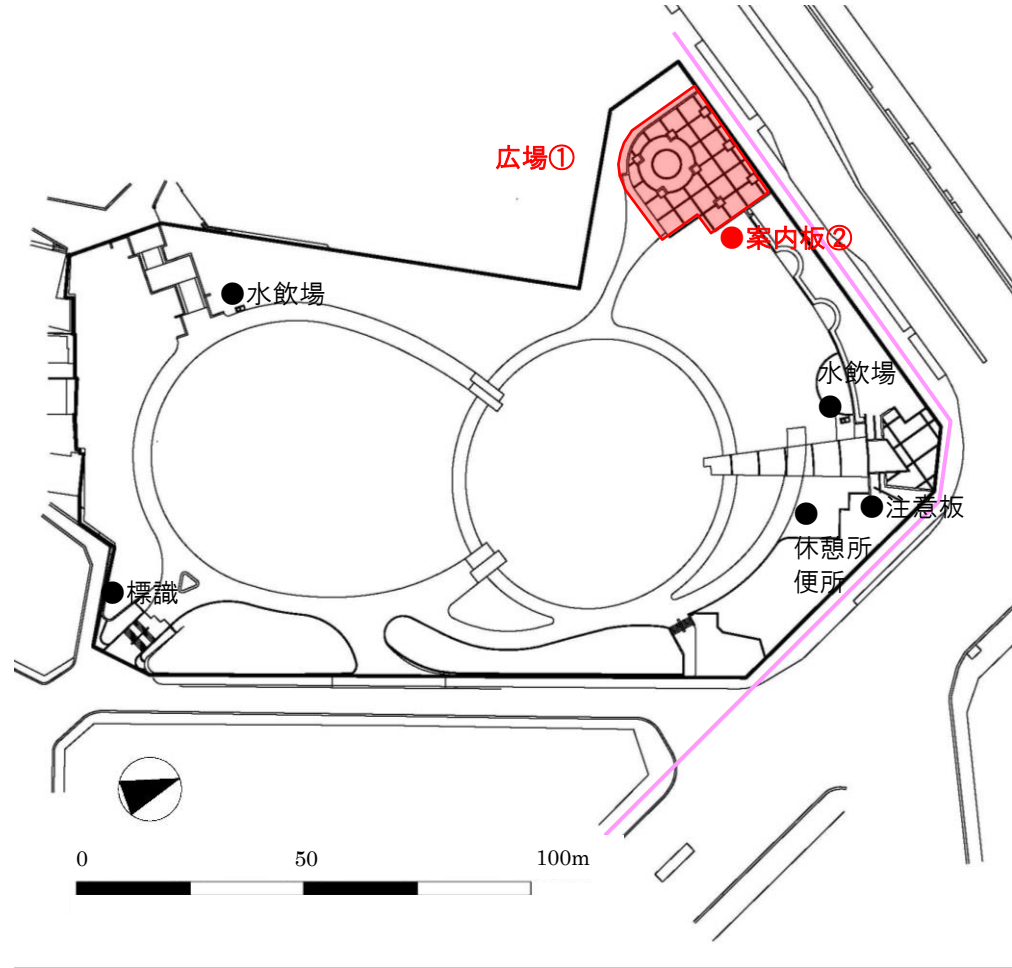
◆都市公園特定事業を実施する都市公園			
番号	2	公園管理者	仙台市
公園名(種別)	錦町公園(近隣公園)	公園面積	1.7381ha
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間			
特定公園施設	出入口、トイレ、水飲み場、休憩所(日除け棚)、サイン・標識類		
事業概要	生活関連経路に面した出入口と一体となった広場の舗装の段差解消を行うとともに、公園全体の施設配置、バリアフリー化の情報提供のための案内板を設置する。		
事業の内容	事業量	実施予定期間	備考
広場の舗装の改修	1箇所	平成27年～令和3年度	令和3年度完了
総合案内板の設置	1箇所	平成27年～令和7年度	
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
特記事項			
公園概況	公園は年間を通じて市民の交流の場として利用される公園である。 平成15年度に公園再整備が完了し、サインを除く施設のバリアフリー化が図られている。		
施設等の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>メインエントランスの状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ミスト噴水前広場の舗装状況</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>トイレと付帯する休憩所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>園路の状況</p> </div> </div>		

事業計画概要図



	特定事業の内容	事業箇所
①	広場の舗装の凸凹の解消	1箇所
②	総合案内板の設置	1箇所

※赤字は本計画における
実施予定事業



<図の凡例>

	生活関連経路
	特定公園施設

<用語説明>

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設
屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、
手洗場、管理事務所、掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路
を構成する園路及び広場

4-3 元鍛冶丁公園

◆都市公園特定事業を実施する都市公園				
番号	3	公園管理者	仙台市	
公園名(種別)	元鍛冶丁公園(特殊公園)	公園面積	0.1872ha	
◆都市公園特定事業の内容及び実施予定期間				
特定公園施設	出入口、ステージ(屋根付き広場)、トイレ、水飲み場、サイン・標識類			
事業概要	広場とステージを結ぶ階段及び傾斜路の部分的な改修を行う。			
事業の内容		事業量	実施予定期間	備考
傾斜路への点状ブロックの設置		1箇所	平成27年～令和元年度	令和元年度完了
階段端部への点状ブロックの設置		2箇所	〃	〃
◆その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項				
特記事項				
公園概況	市内の代表的な繁華街の中の貴重な広場として年間を通じてイベント等に利用される。平成21年度に公園再整備が完了し、イベント利用を考慮した広場として改修された。			
施設等の状況	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>出入口の車止め</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>広場とステージ</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>ステージへの傾斜路</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;">  <p>出入口付近にあるトイレ</p> </div> </div>			

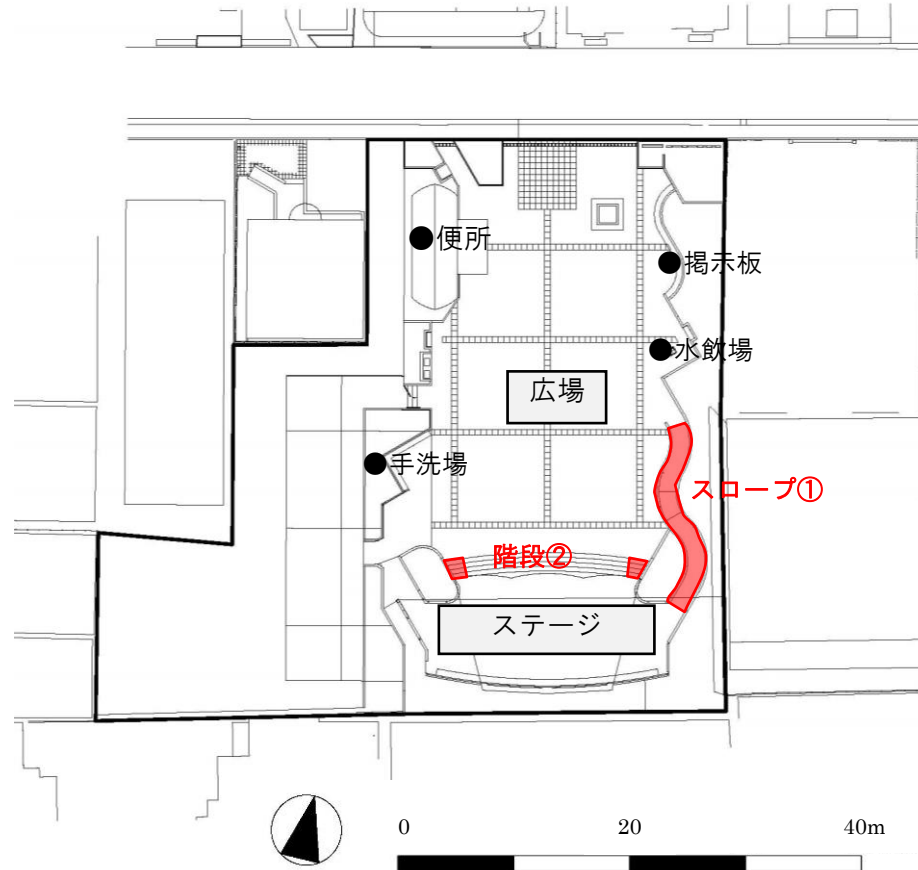
事業計画概要図



	特定事業の内容	事業箇所
①	スロープ下端への点状ブロックの設置	1箇所
②	階段両端部への点状ブロックの設置	2箇所

<図の凡例>

名称	主要な公園施設
● ●	特定公園施設



※赤字は本計画における
実施予定事業

<用語説明>

特定公園施設…移動等円滑化が特に必要なものとして施行令で定める公園施設

屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識、及びそれらと出入口との間の経路を構成する園路及び広場

主要な公園施設…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等の利用が見込まれる施設で、対象となる公園施設の設置目的を踏まえ、重要と認められるもの

参考資料

1. 特定事業計画の作成について

1) 特定事業計画で定める事項

本都市公園特定事業計画では、法に規定された事項の他、仙台市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取組みの経緯等を踏まえて以下の点について定めることとします。

① 事業方針

事業を進めるための基準や整備内容を決定するための基本的な方針について定めます。

② 特定事業を実施する都市公園

対象公園のうち特定事業を実施する都市公園を定めます。

③ 特定事業の内容及び実施予定期間

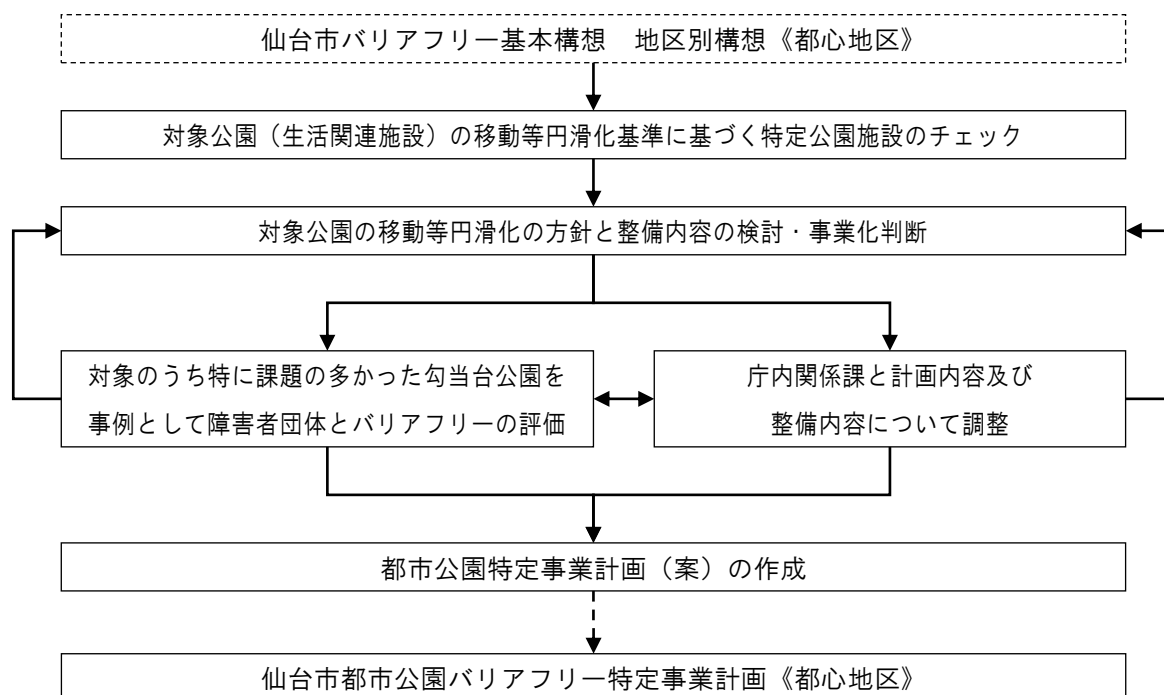
事業方針に基づき整備を図る内容を定め、事業の実施予定期間を定めます。

④ その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

事業の着手にあたり配慮すべき事項について定めます。

2) 特定事業計画の作成手順

特定事業計画の策定に向けて、以下の流れで作業を行います。



2. 意見交換会の実施概要

1) 目的

バリアフリーの事業計画を策定するにあたり、意見交換会を開催し、日頃感じていること、対象となる公園を見て改めて問題だと考えられること等についてご意見をいただきました。

2) 日時及び場所

日時：平成26年3月19日（水）13：30～16：30

場所：勾当台公園、青葉区役所2階会議室

3) プログラム

- ① 現地点検（13:30～14:45）： 勾当台公園内の施設をバリアフリーの観点から点検
（移動及び休憩）
- ② 意見交換（15:00～16:20）： 現地点検の結果を地図上に落とし込み
- ③ 結果発表（16:20～16:25）： 主な意見の発表
- ④ 閉会挨拶（16:25～16:30）： 閉会にあたって

4) 市民出席者

仙台市視覚障害者福祉協会 ： 4名

宮城県脊椎損傷者協会仙台支部： 2名

5) 当日の様子



グリーンハウスにて意見交換会の主旨を市から説明しました



現地点検①：実際に市民広場を体験していただきました



現地点検②：実際に水飲み場を体験していただきました



現地点検③：実際に階段の昇り降りを体験していただきました

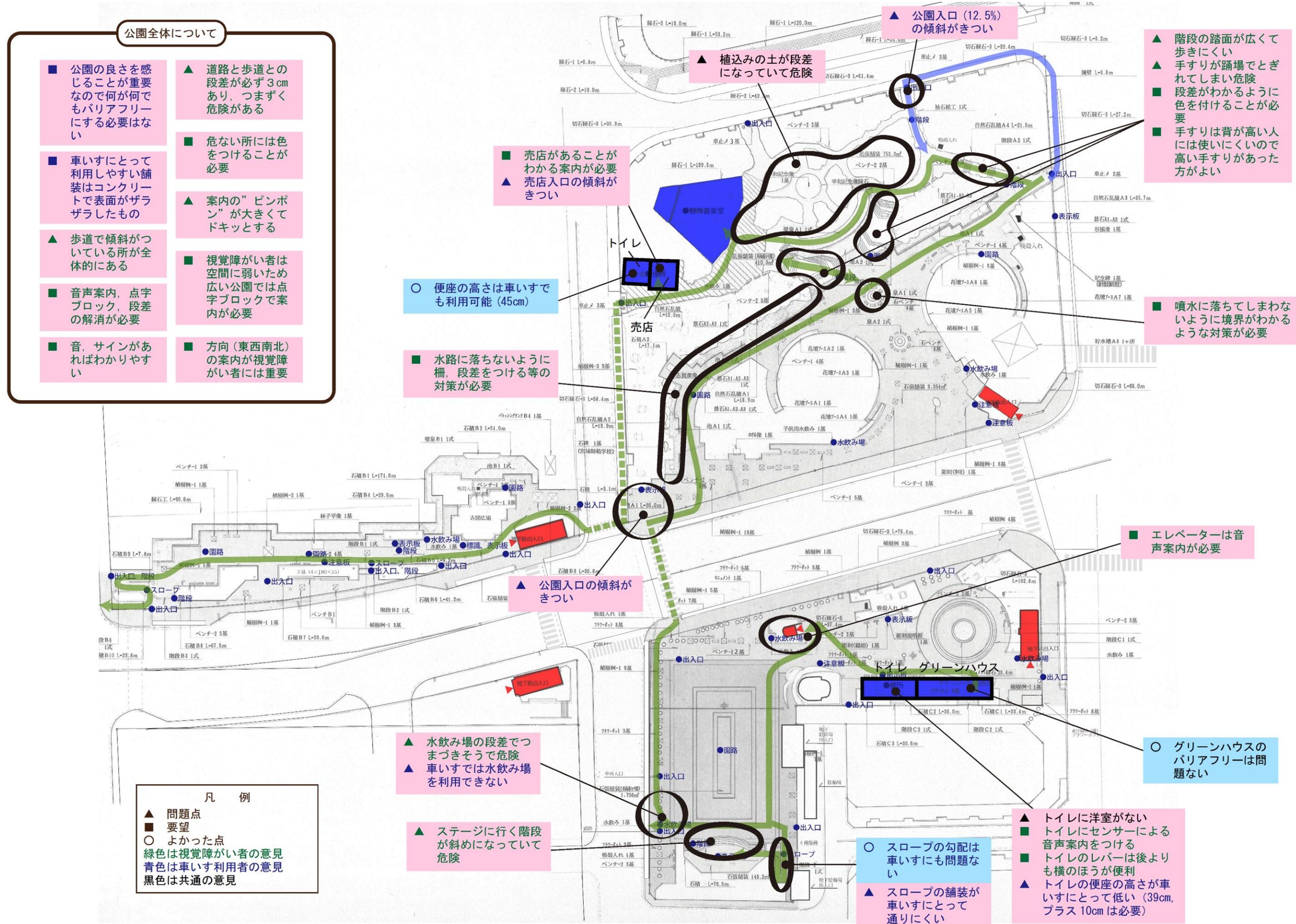


現地点検の終了後、青葉区役所2階会議室で意見交換を行いました



現地点検について多くのご意見やご感想を寄せられました

6) 意見の内容



公園全体について

- 公園の良さを感じることが重要なので何が何でもバリアフリーにする必要はない
- 道路と歩道との段差が必ず 3cm あり、つまり危険がある
- 車いすにとって利用しやすい舗装はコンクリートで表面がザラザラしたもの
- 危険い所には色をつける必要がある
- 歩道で傾斜がついている所が全体的にある
- 案内の“ピンポン”が大きくてドキッとさせる
- 音声案内、点字ブロック、段差の解消が必要
- 視覚障がい者は空間に弱いため広い公園では点字ブロックで案内が必要
- 音、サインがあればわかりやすい
- 方向 (東西南北) の案内が視覚障がい者には重要

凡例
 ▲ 問題点
 ■ 要望
 ○ よかった点
 緑色は視覚障がい者の意見
 青色は車いす利用者の意見
 黒色は共通の意見